危険ドラッグに対する取り組みの強化について

九州部会提出 説明担当 宗像市

近年、「危険ドラッグ」の乱用者による重大な交通死亡事故や事件が深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグをめぐっては、薬事法に基づきこれまで1,300物質以上が指定薬物として指定されているが、化学構造を一部変えるなどにより規制が及ばない薬物が次々と出てくるため、法規制が追いついていないのが実態である。また、店舗やインターネット上の販売サイトで比較的容易に入手できることから、青少年にも急速に広がっている。

危険ドラッグは、「ハーブ」や「お香」などと称して販売され、あたかも身体に影響がなく安全であるかのように誤解されているが、意識障害や呼吸困難などの健康被害だけでなく、死に至ることもあり、身体への危険性は、麻薬・大麻・覚醒剤等と同等又はそれ以上である。

このような状況を踏まえ、危険ドラッグの危険性についての誤った認識を改め、安 易な使用を防止し薬物乱用の拡大を防ぐために、新たな薬物の流通実態の迅速かつ的 確な把握、規制や取締りの強化及び啓発活動の充実が急務となっている。

よって、国においては、次の事項について早急に対応するよう強く要望する。

記

- 1 指定薬物に該当しないものについても、相当の危険性があると判明した段階で迅速に指定薬物として取り締まるなど、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための施策を強力に推進すること。